

## (仮称) 宮城西部風力発電事業 計画段階環境配慮書に係る答申 (案)

## 1 全般的事項

- (1) 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の広範囲が保安林（水源かん養保安林，土砂流出防備保安林）に指定されており，一部が鳥獣保護区に指定されている。また，想定区域には，土砂災害警戒区域などの災害リスクの高い地域も含まれている。加えて，想定区域内には稀少な植物群落が存在しており，「ウトウ沼の沼辺植物群落」，「ウド沼の沼辺植物群落」が特定植物群落に指定され，「ウトウ沼の湿性植物群落」は加美町指定天然記念物となっている。これらのことから，周辺の自然環境や生活環境への影響を回避又は十分に低減できるよう，想定区域の適切な絞り込みを行うこと。
- (2) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については，今後，環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め，累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また，その結果を踏まえ，風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下，「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下，「配置等」という。）を検討すること。
- (3) 想定区域の絞り込みに当たっては，風力発電設備等の配置等及び稼働並びに植生変化や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガスの排出等，全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。
- (4) 想定区域周辺の住民，立地する加美町及び関係者に対して，環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに，理解を得ながら事業を進めること。

## 2 個別的事項

## (1) 騒音，低周波音及び風車の影

想定区域に隣接して田代高原キャンプ場が存在するため，施設の利用状況を踏まえ，風車の稼働に伴う騒音，低周波音及び風車の影による影響について調査，予測及び評価すること。

## (2) 水質

想定区域及びその周辺は，複数の河川源流部及び沢筋が存在し，水道や農業用水の水源地として重要な地域であり，水源かん養保安林や加美町水資源保全条例に定める水資源保全地域に指定されている。工事の実施による土砂や濁水の発生に伴う水環境への影響が懸念されることから，これらの影響に関する調査，予測及び評価を行い，その結果を踏まえ，河川等から十分に離隔する等，水環境への影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の配置等の検討をすること。

### (3) 地形及び地質

- イ 想定区域に存在する独活沼（ウド沼）及びウトウ沼については、自然景観資源上重要な地形であることから、その地形及び周辺を想定区域から除外すること。
- ロ 想定区域内には、土砂流出防備保安林、土砂災害警戒区域（地すべり）、砂防指定地及び地すべり地形が存在するため、事業の実施による影響を予測及び評価し、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、これらの区域及びその上流域を想定区域から除外すること。

### (4) 動物

- イ 想定区域及びその周辺では、特別天然記念物カモシカ等の生息可能性が高く、事業の実施によりこれらの種の生息環境が変化すると考えられる。このことから、これらの種の生息場所や行動範囲を踏まえ、カモシカ等への影響を回避又は十分に低減するよう適切な調査手法を設定すること。
- ロ 想定区域及びその周辺には、稀少なコウモリ類が生息する可能性が高いことから、それらの種の生息場所や行動範囲を踏まえ、適切な調査手法を設定すること。
- ハ 想定区域及びその周辺には、クマタカ等希少猛禽類の生息及び繁殖の可能性が高いため、適切な調査手法を設定し、希少猛禽類の行動圏内部構造及び飛翔状況等を把握した上で、希少猛禽類への影響を回避又は十分に低減すること。
- ニ 想定区域及びその周辺には、希少猛禽類やガンカモ類等の渡りルートの存在する可能性が高いことから、環境アセスメントデータベースの鳥類センシティブティマップ等を用いて、渡りルートや飛翔高度等を適切に把握した上で、適切な調査手法を設定すること。
- ホ 想定区域内には、稀少な水生生物が生息している可能性が高いことから、適切な調査手法を設定すること。

### (5) 植物

- イ 想定区域には、特定植物群落「ウトウ沼の沼辺植物群落」、「ウド沼の沼辺植物群落」が存在し、「ウトウ沼の湿性植物群落」は加美町指定天然記念物となっている。湿性の植物群落は、群落の成立要件として地形的な特異性があり、近傍を改変することで生育環境に重大な影響を与える可能性があることから、群落の成立要件を含めて適切に調査・予測及び評価すること。
- ロ 想定区域及び近傍に植生調査により植生自然度が高いとされた群落が存在しているため、現地調査により、その群落の区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

## (6) 景観

イ 眺望点に主要な市街地や集落を追加すること。

ロ 鉄塔の見え方に関する基準を準用した場合、景観への影響が過小評価となることを避けるため、風車の稼働による誘目性を考慮し、適切に調査、予測及び評価すること。

## (7) 人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域及びその周辺には、田代高原キャンプ場、ふるさと緑の道、ジャパンエコトミックのルートが存在しており、アウトドアイベントも開催されていることから、これらの人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

## (8) 放射線の量

イ 事業の実施に係る新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境・土壌・山菜、キノコ等の農産物への影響を調査、予測及び評価すること。

ロ 土壌の放射性物質濃度の調査方法は、すべての風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路 20 メートル毎に、表面 1 センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこととする。